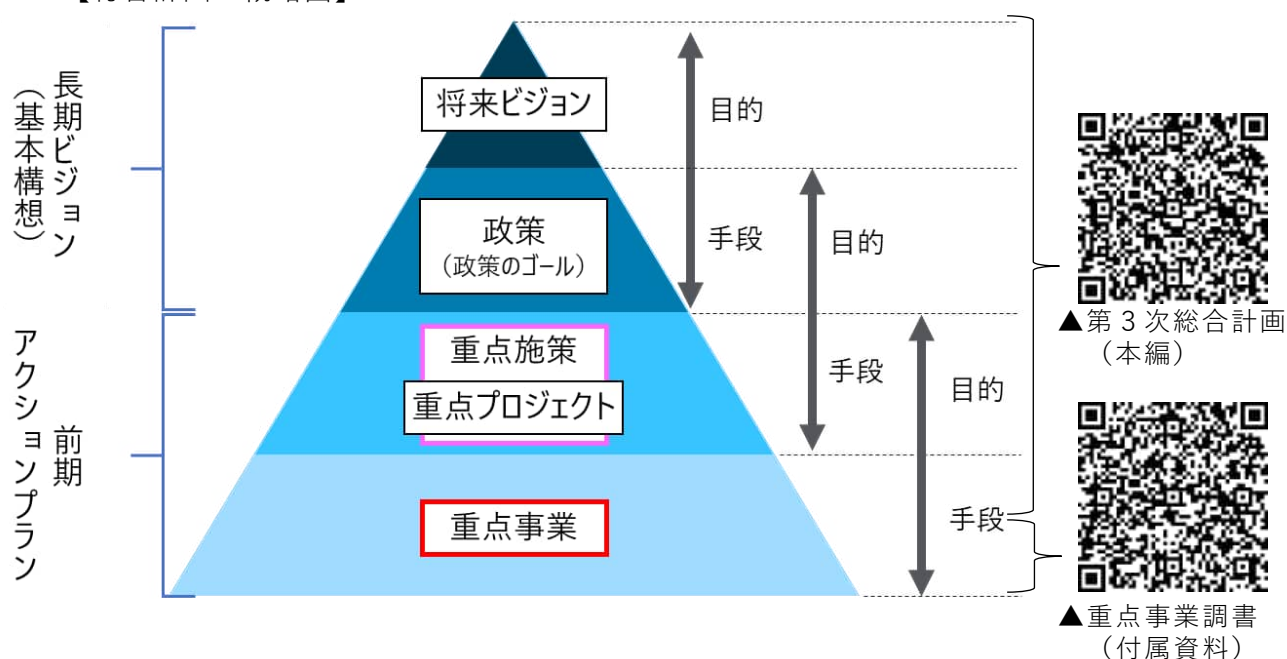


行政評価サイクルについて

1. 総合計画とは

総合計画とは、伊勢崎市の未来像やこれからのまちづくりの方針を示したもので、まちづくりの指針となる市の最上位計画です。この総合計画に、本市の目指す市の姿として、伊勢崎市将来ビジョン「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」を定めています。その将来ビジョンを実現するために7つの「政策」があり、その下層にそれを実現するための方策として36の「重点施策」（下図の桃色枠）及び5つの「重点プロジェクト」があります。さらに重点施策には、それを実現するための具体的手段である「重点事業」（赤枠）が紐づいています。なお、1つの重点施策に1～10の重点事業が紐づいており、令和8年4月1日時点で162の重点事業があります。（重点事業は、毎年度見直しをするため、今後変更になる場合があります。）

【総合計画の概略図】

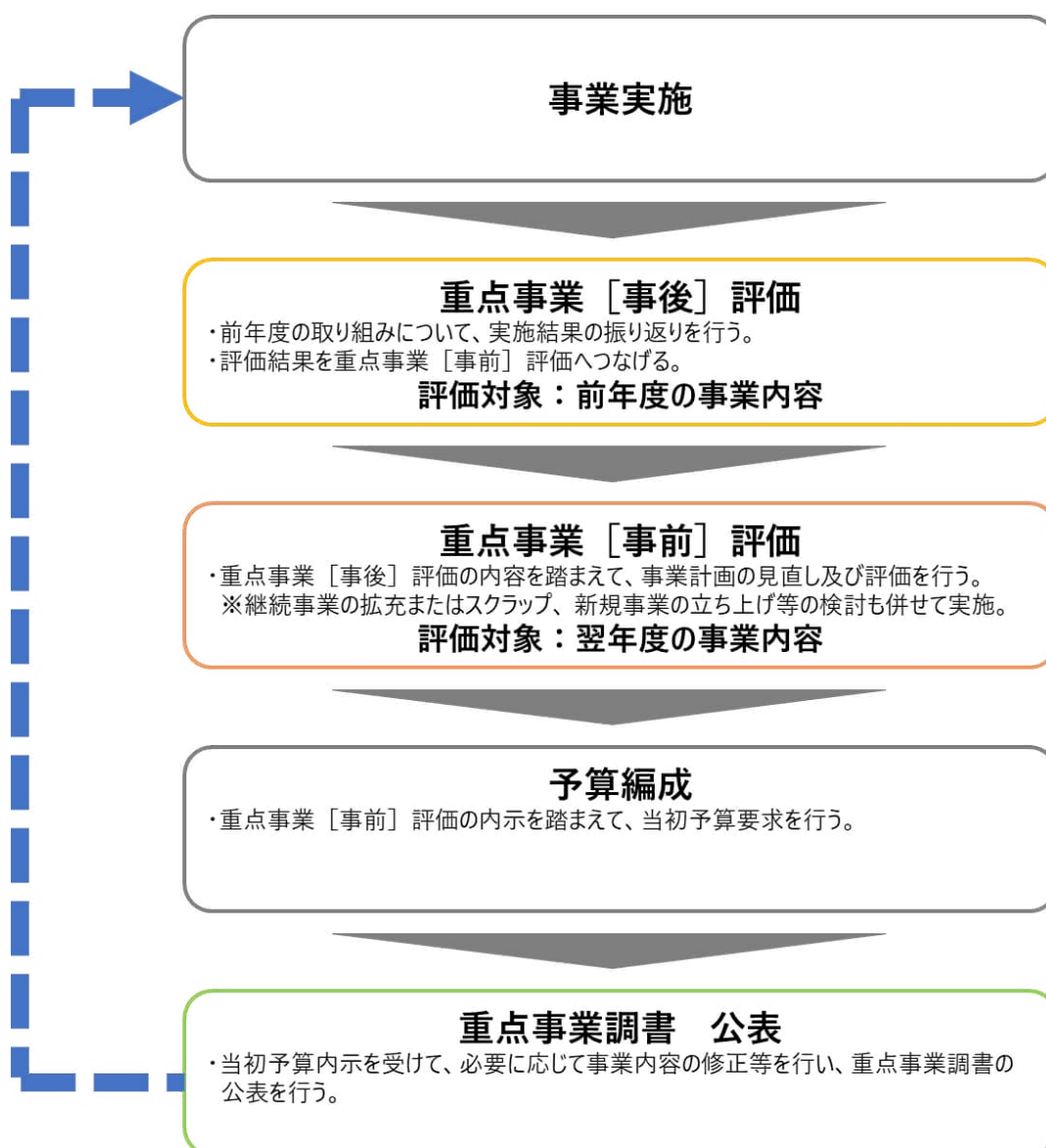


※上図の将来ビジョンから重点事業の概要までは第3次総合計画（本編）よりご確認ください。重点事業の詳細については重点事業調書（付属資料）よりご確認ください。

2. 重点事業の見直しと改善について

(1) 行政評価サイクル

下の図のように行政評価サイクルにより、重点事業について毎年度見直しと改善を図ります。まず、事業実施後に前年度の取組について事後評価を行い、目標（KPI）の達成状況などを踏まえ、成果と課題を整理します。次に、その評価結果を基に翌年度に向けた事前評価を実施し、事業内容の見直しを行います。事前評価の内容を踏まえて予算編成を行い、事業を実施します。このように、「事後評価 → 事前評価 → 予算編成 → 事業実施」のサイクルを毎年度繰り返すことで、評価結果を次年度以降の施策に着実に反映していきます。



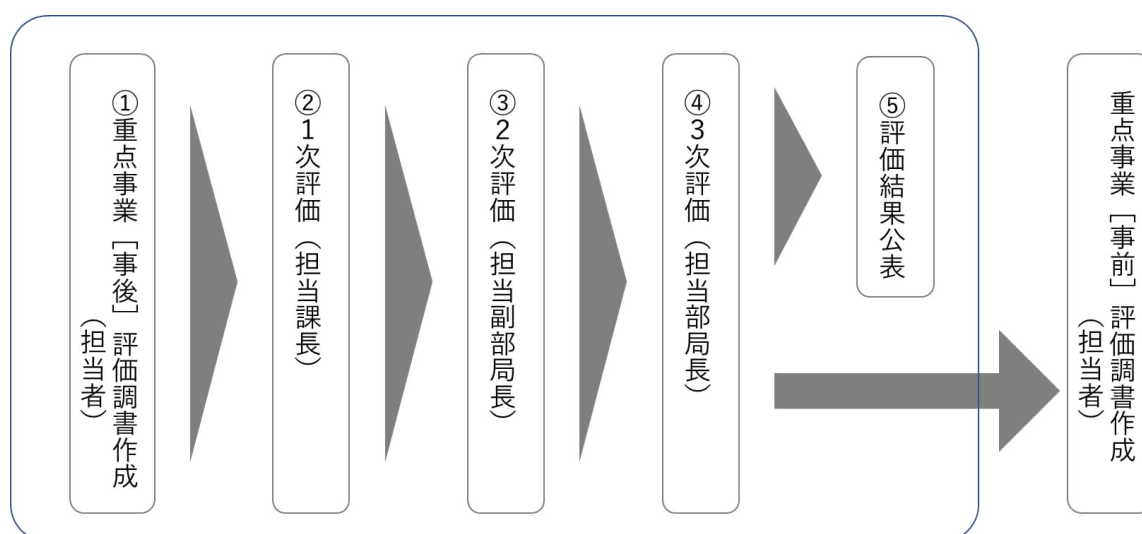
3. 重点事業〔事後〕評価とは

（1）概要

前年度の取り組みについて、目標（KPI）の達成状況などを踏まえ、成果と課題を整理し、実施結果の振り返りを行います。その評価結果に基づき事業の改善を図るものです。

（2）評価の流れ

担当課において、重点事業の前年度の取組について、重点事業〔事後〕評価調書を作成します。調書に基づき1次評価（担当課長）から3次評価（担当部局長）までの内部評価により実施します。事後評価の結果を、重点事業〔事前〕評価に反映させることで、次年度以降の計画の改善を図ります。



重点事業【事後】評価結果（令和7年度実施事業）

【評価結果】評価の基準に沿って重点事業ごとに令和7年度の取組について、S～Dの5段階で評価

評価	1 子育て・教育政策	2 健康・福祉政策	3 産業・観光・文化政策	4 まちづくり政策	5 安心安全政策	6 環境政策	7 共生・共創・行財政政策	合計
S	6	3	0	5	7	1	4	26 15.5%
A	23	22	13	15	8	5	9	95 56.9%
B	8	3	5	9	3	1	5	34 20.4%
C	0	4	1	2	1	2	0	10 6.0%
D	0	0	0	0	0	2	0	2 1.2%
事業数	37	32	19	31	19	11	18	167 100.0%

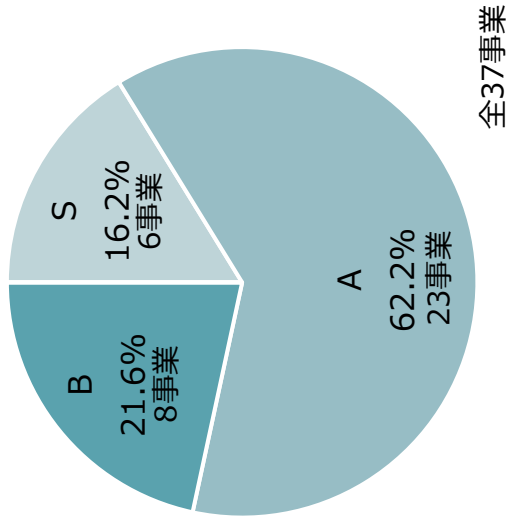
【評価の基準】

評価	基準
S：極めて順調である	・「事業実施により目指す成果」の達成に向け、計画通りまたは、計画を上回って実績を上げている。[R7年度の計画達成率が100%以上]
A：順調である	・「事業実施により目指す成果」の達成に向け、順調に実績を上げている。[R7年度の計画達成率が75%～99%]
B：おおむね順調	・「事業実施により目指す成果」の達成に向け、おおむね順調に実績を上げている。[R7年度の計画の達成率が60～74%]
C：やや順調でない	・「事業実施により目指す成果」の達成に向け、計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、「事業実施により目指す成果」を達成し得ると判断される。[R7年度の計画の達成率が35～59%]
D：順調でない	・「事業実施により目指す成果」の達成に向け、計画の履行に遅れが生じており、業務の改善が必要である。[R7年度の計画の達成率が35%未満]

政策ごとの評価結果【子育て・教育政策】、【健康・福祉政策】

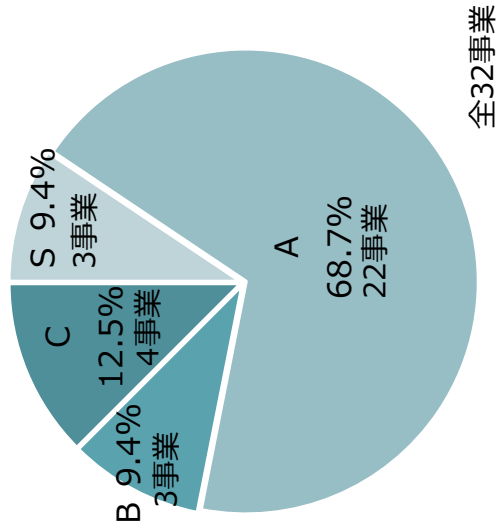
【子育て・教育政策】・・・37事業

主な成果	
・【こども家庭センター事業】「子育て相談利用者数」及び「子育て相談利用者アンケート（満足度）」のいずれも目標値を達成しており、子育てについての不安の軽減に寄与していると考えられる ・【学校教育情報化推進事業】ICT機器等を活用することで授業が分かると感じている児童生徒の割合」が90%以上となっている。 ・【市史編さん事業】調査研究活動が本格的にスタートし、最初の刊行物についても編集、発行することができた。	
主な課題	
・【こども家庭センター事業】相談者数の増加に伴い、人員の確保及び相談対応のスキルアップが必要である。 ・【学校教育情報化推進事業】各学校の教室等に整備した機器は、導入から年数が経過しており、更新が必要となっており、更新に高額な費用がかかる。	



【健康・福祉政策】・・・32事業

主な成果	
・【健康づくり推進事業】健康づくり事業への参加者数が増加し、市民の健康づくりへの関心が深まった。 ・【在宅サービス事業】多岐にわたる在宅サービス事業のほか、民生委員との連携により高齢者の見守り活動を実施した。ひとり暮らし高齢者などが見守りや安否確認を兼ねた各種在宅サービスを併用することで、高齢者の孤立化を防ぐことができた。	
主な課題	
・【社会福祉団体支援事業】民生委員児童委員は一年を通して地域の相談役、行政や関係機関への繋ぎ役として事業を行っているが、なり手不足が深刻である。 ・【体育施設整備事業】体育施設の老朽化対応と国民スポーツ大会関連施設の整備の両方があり、財源の面等からバランス確保が必要。	



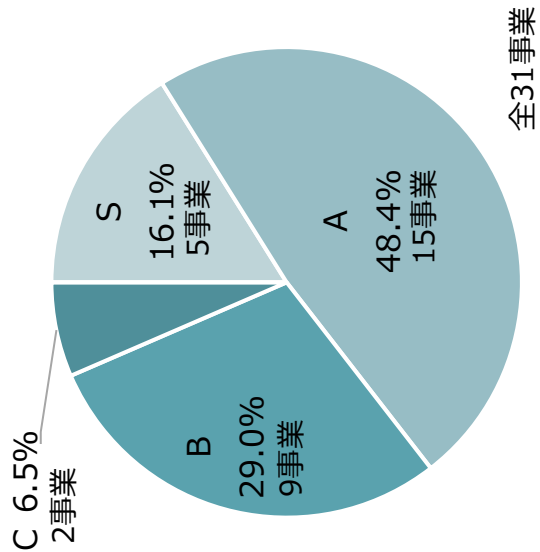
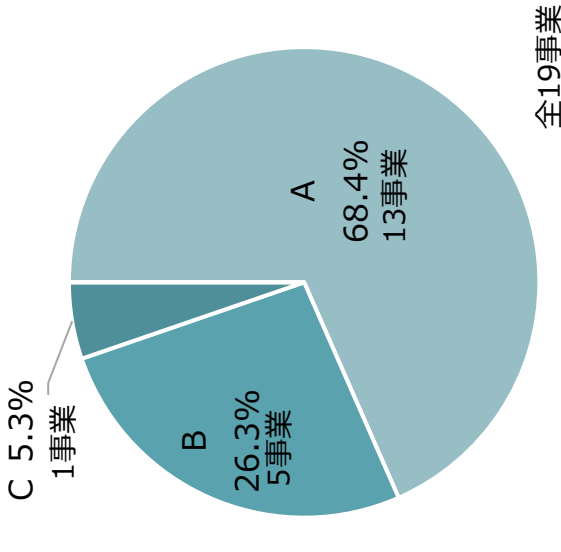
政策ごとの評価結果【産業・観光・文化政策】、【まちづくり政策】

【産業・観光・文化政策】・・・19事業

主な成果	・【商業振興対策事業】創業者支援や設備投資に係る補助金交付目標を達成し、創業者や既存事業者のニーズに応えることができた。また、eスポーツ事業において、年齢、国籍を問わない幅広い層にデジタル体験の機会を提供できた。 ・【認定農業者等育成・確保対策事業】目標とした新規就農相談回数を実施し、多くの新規就農希望者の支援ができた。 ・【農畜産物普及対策事業】ブランド野菜を使用したフェアや地元農産物などを販売する伊勢崎マルシェを継続的に実施し、地元農産物のPRができた。 ・【地域振興事業】くわまるのグリーティングを実施するなど積極的なPRを実施し、くわまるの認知度を高めることができた。
主な課題	・【商業振興対策事業】社会課題でもある事業承継に関して、認知度向上をはじめとした支援が必要である。 ・【認定農業者等育成・確保対策事業】農業従事者の減少と高齢化が進み、新規就農者の確保が課題。 ・【華蔵寺公園遊園地充実事業】既存の遊具だけでは遊園地の集客力に限界があり、リニューアルや新規遊具の導入が必要。

【まちづくり政策】・・・31事業

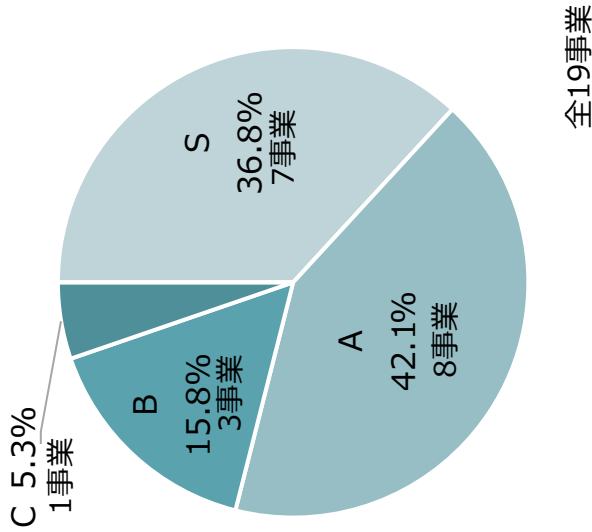
主な成果	・【中心市街地にぎわい創出拠点整備事業】伊勢崎織物協同組合が所有する土地を活用した中心市街地にぎわい創出拠点整備に向け、計画通りに基本構想を策定した。 ・【まちづくり推進事業】伊勢崎駅前インフォメーションセンターの新たな活用により、従来の案内所機能に加え、にぎわい事業の担い手が集まるにぎわいの拠点の一つとして利用者数の増加につながった。 ・【コミュニティバス運行事業】コロナウィルス感染症の収束後はバス利用者が毎年増加している。
主な課題	・【タクシー活用事業】市民に広く知ってもらったための効果的な周知方法の検討が必要である。 ・【コミュニティバス運行事業】利便性の高いコミュニティバスの運行を実現するため、随時他の公共交通機関との結節性の強化や効率の良いバス路線等への見直しが必要である。 ・【まちづくり推進事業】中心市街地の商業的な価値向上や新規創業につながる事例が少ない。また、治安やゴミのポイ捨て等の問題が散見し、安心して駅前を利用するために関係団体との連携が必要である。



政策ごとの評価結果【安心安全政策】、【環境政策】

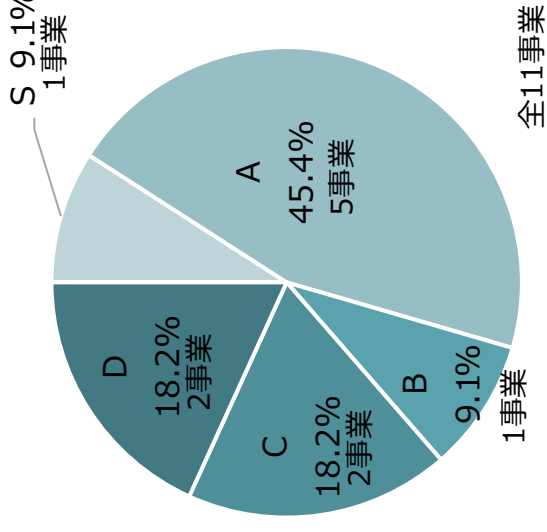
【安心安全政策】…19事業

主な成果	主な課題
・【地域防災事業】避難情報や特別警報等の情報配信について、Yahoo防災アプリやLINE等、SNSとの自動連携を行い、情報配信力の向上に努めた。 ・【治水対策事業】普通河川外改修工事延長と雨水貯留施設の貯留量の目標を達成した。 ・【要配慮者支援対策事業】法人との積極的な協定締結により指定福祉避難所施設数の目標を上回って達成したほか、対象施設への防災備品整備についても概ね目標どおりに推移している。	・【治水対策事業】出水期である6月から10月の水路関連の効果的かつ効率的な維持管理対応と、広大な公共用地と多額の費用を要する雨水貯留施設の整備に向けた事業計画が必要である。 ・【要配慮者支援対策事業】避難支援体制の確立と避難行動要支援者名簿の活用方法の明確化が課題である。 ・【防犯対策事業】防犯灯や防犯カメラの維持管理や更新時のコストの確保等が課題である。また、パトロールや見守り活動を行うボランティアの高齢化が進んでおり、若い世代を含めた新たな担い手の確保が必要となっている。 ・【建築指導運営事業】住宅の耐震化促進に対する市民の事業の認知度と理解の不足が課題である。



【環境政策】…11事業

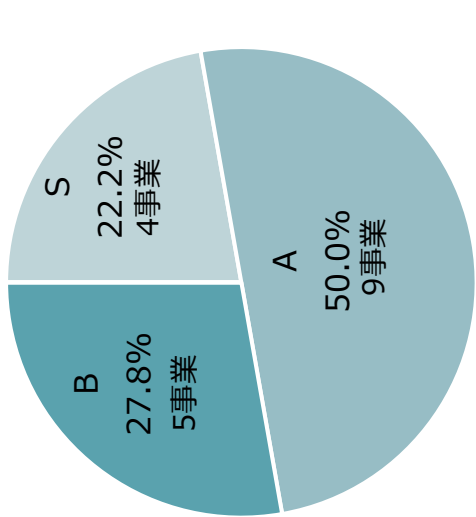
主な成果	主な課題
・【緑化推進事業】さくら再生プロジェクト事業の立上げにより、行政区を中心に植樹祭などの機会を新設することができ、市民の緑化意識の向上を図ることができた。また、里山の保全に向けて、市民団体の活動を支援するため、協働で取り組んでいく合意形成を図ることができ、豊かな自然環境の保全を図ることができた。 ・【いせさきG×推進事業】親子環境教室について、開催日を増やしたことで、参加者数の増につながった。また、職員だけでなく、市民の代表である「いせさきG×推進市民協議会」の委員にも講師等で協力していただき、市民の環境への意識の向上に協働で取り組むことができた。	・【公共施設への太陽光発電設備等導入事業】事業費の確保と設置後のメンテナンス費用が課題。 ・【公用車への次世代自動車導入事業】車種が限られていること、導入費用大きいこと、電気自動車の充電できる環境も整えなくてはならないことが課題。 ・【再資源化推進事業】ごみ出しルールの周知活動を行っているが、ごみ出し問題等ごみステーションの利用に関する課題が多く、十分な対応ができていない。



政策ごとの評価結果【共生・共創・行財政政策】

【共生・共創・行財政政策】・・・18事業

主な成果	・【市民活動推進事業】「協働まちづくり事業補助金」について、計画を上回る件数の応募があった。 ・【ふるさと寄附金事業】寄附金額の目標を達成し、安定した財政基盤の構築に寄与することができた。 ・【オートレース開催運営事業】収支が好調であったことから、令和8年度当初予算にて一般会計への繰入れが実現できた。
主な課題	・【多文化共生社会形成事業】多文化共生センターの開所を始め、段階的に多文化共生の推進に向けた取組を始めたところであり、多文化共生センターの役割周知と外国籍住民が地域社会へ参加する環境の整備が必要である。 ・【区長会事務事業】定年年齢の引上げなど就業環境等の変化に伴う地域役員の成り手不足や地域コミュニティの希薄化による自治会加入率の低下が課題となっている。 ・【絆の郷管理運営事業】市民活動が活発化してきている反面、活動する施設の老朽化が課題としてある。また、市民活動団体は個別での活動が多く、団体間連携の不足や構成員の高齢化が進んでいるため、新たな団体の発掘や団体の新陳代謝がよくなるように、団体間での交流の場や機会を作り出し、協働を促進しながら活動の活発化を図っていく必要がある。



全18事業

4. 重点事業〔事前〕評価とは

(1) 概要

重点事業（下図の赤色枠）における次年度以降の取組内容等を検討し（または新たな重点事業を位置付け）、重点施策（桃色枠）の目指す姿（橙色枠）の実現に向けて必要な改善を図るものです。



○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

【現状1】に基づく事業

妊娠支援事業	妊娠支援を受ける夫婦が安心して、妊娠に臨む態勢を整えることで経済的負担が軽減される。
乳幼児保健診察・療育支援事業	全ての子どもを対象とする保健診察・健康相談、発達支援等を実施することにより、保健の早期発見と発達支援体制を整え、子どもの健やかな成長を促し、保護者の子育てに関する不安を軽減します。
こども家庭センター事業	妊娠届及び乳幼児等の申請の範囲や各種相談に広く、必要な情報提供や保健指導等を行いながら、母子保健と児童福祉の両輪での連携・協働を深め、産婦への手厚い対応からワンストップを含む切れ目のない支援体制を整え、切れ目なく、切れなく対応することを目的として、妊娠や出産、子育て家庭に対する相談支援を実施します。
福祉医療費	医療費の一部負担金を市が福祉医療費として負担することにより、必要な医療費を支払って継続的に受けられる子育て環境の充実を図ります。

【現状2】に基づく事業

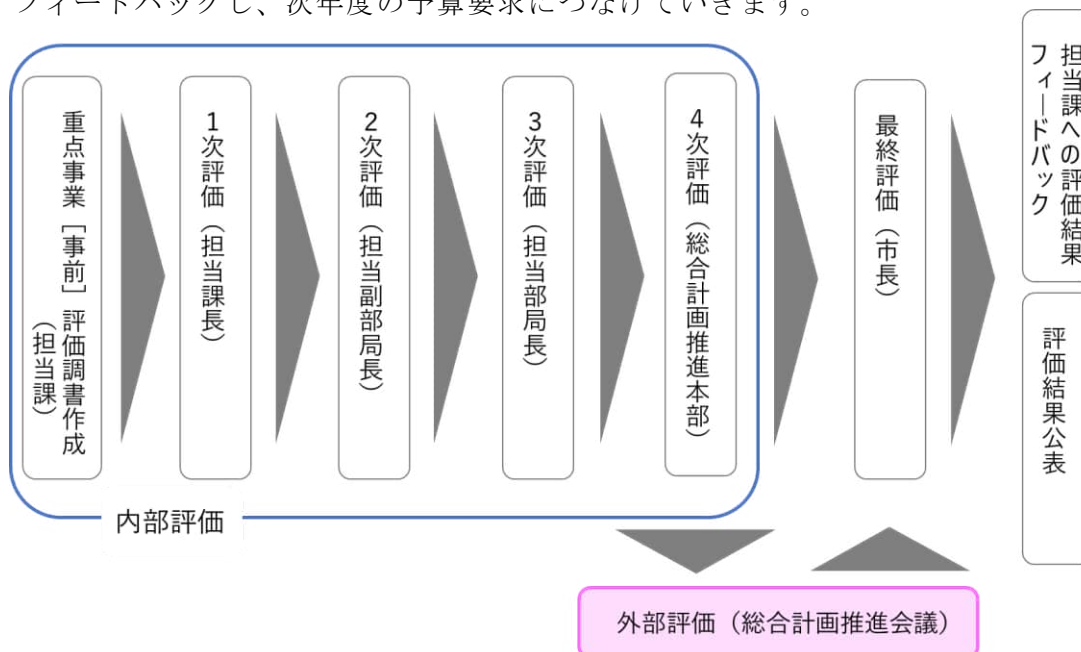
民間保育施設対策事業	保乳ニーズに対応した保育需要の整備と、保育需要に満たない入会の急増の解消に、各種補助事業の充実を図ります。また、保育需要の拡大にも対応する施設整備の支援を図ります。
民間保育施設整備事業	待機児童が解消しないよう、保乳ニーズに対応した適切な民間保育施設の整備を図ります。
放課後児童健全育成事業	全ての児童が放課後児童クラブを利用できるよう施設の整備を行うとともに、働き手の確保のための経済的支援に努め、保育の確保に努めます。

【現状3】に基づく事業

児童厚生施設整備推進事業	子どもの健やかな成長と、子育てを社会で支える環境整備を目的として、適切な行事・催しの開催や貸出等の提供を図ります。また、子育て支援施設の提供や利用との連携が促進されるような事業に取り組めます。
--------------	--

(2) 評価の流れ

担当課において、重点事業の次年度以降の計画について改善を図り、重点事業〔事前〕評価調書を作成します。調書に基づき1次評価（担当課長）から4次評価（総合計画推進本部）までの内部評価を実施します。また、総合計画推進本部において、外部評価（総合計画推進会議）に諮る事業の選定を行います。選定された重点事業については、外部評価（総合計画推進会議）に諮り、客観的かつ多角的に事業の事前評価を行います。4次評価及び外部評価の結果を踏まえ、最終評価（市長）を行います。最終評価の結果を担当課にフィードバックし、次年度の予算要求につなげていきます。



5. 総合計画推進会議による重点事業〔事前〕評価

（１）対象事業

以下の重点事業区分のいずれかに該当する重点事業のうち、特に市民や事業者への影響が多いものを総合計画推進本部により選定しました。

重点事業区分	概要	対象事業
拡充事業	重点事業のうち、事業の拡充を予定している事業	・ 建築指導運営事業 ・ 高機能消防指令システム整備事業
総合計画推進本部が必要と認めた事業	上記以外の重点事業で、内部評価の過程において、外部評価に諮る必要があると判断された事業	・ 再資源化推進事業

（２）審議時間

担当部からの事業説明を１０分程度、質疑応答を１０分程度、総合計画推進会議の委員による方向性の決定を５分程度とし、１事業当たり審議時間を２５分とします。

１事業２５分	事業説明	１０分
	質疑応答	１０分
	方向性決定	５分

（３）評価の決定

担当部からの事業説明及び質疑応答を踏まえ、客観的な視点から事業の実施の方向性を以下の４つのいずれかから決定するとともに、必要に応じて方向性に対するコメントをまとめていただきます。

実施可	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
改善後実施可	事業の実施時期や実施方法等に一部改善が必要
要検討	事業の実施時期や実施方法等を再検討
実施不可	原則実施不可。必要に応じて事業の実施時期や、実施方法等を再検討

（４）留意事項

重点事業〔事前〕評価調書に記載された内容については、事業の実施が担保されているものではなく、未実施や変更になる可能性があります。また、総合計画推進会議でいただいた意見については、最終評価（市長）の際の参考とさせていただくとともに、事業実施に向けて担当課で詳細な制度設計等を行う際の参考とさせていただきます。